セルフサービス方式の給油取扱所に設置するパッケージ型固定泡消火設備の型式試験確認に係る業務規程

平成 10 年　３月 13 日　危保規程第　６号
改正　令和　３年 10 月 20 日　危保規程第 27 号
改正　令和　６年 11 月 14 日　危保規程第 33 号
最終改正　令和　７年　３月 24 日　危保規程第 17 号

第１　目的

本業務は、セルフサービス方式の給油取扱所に設置するパッケージ型固定泡消火設備（以下「固定泡消火設備」という。）の構造、機能等に関する試験確認を行い、もって固定泡消火設備の性能水準を確保し、給油取扱所関係者等の申請事務及び消防機関の審査・検査事務の効率化に資することを目的とする。

第２　業務の制度と対象

本業務は、セルフサービス方式の給油取扱所に設置する固定泡消火設備を対象として、型式試験確認により行うものとする。

第３　試験確認の方法

１　固定泡消火設備の型式試験確認（以下「試験確認」という。）は、固定泡消火設備が「危険物の規制に関する規則」（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 32 条の６及び「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成 10 年３月 13 日消防危第 25 号）の基準に適合するものであることの確認を、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が定める「セルフサービス方式の給油取扱所に設置するパッケージ型固定泡消火設備の型式試験確認実施要領」（以下「試験確認実施要領」という。）により行うものとする。

２　試験確認は、４、(1)に定める固定泡消火設備の型式区分ごとに、同一の型式区分に属する対象設備から試験に供するものを抜取り行うものとする。ただし、同一の型式区分の対象設備に複数の機種がある場合においては、当該試験に供する機種以外の機種についても、当該試験に供する機種と構造、機能等を異にする部分、箇所について試験確認を行うものとする。

３　試験確認を受けた固定泡消火設備の構造、機能等に変更を加えた対象設備について試験確認を受けようとする場合において、当該試験確認を受けようとする対象設備が４、(2)の規定に照らし、既に試験確認を受けた対象設備と同一型式として区分される場合には、同一型式の変更に係る試験確認として取り扱い、同一型式として区分されない場合には、別型式に係る試験確認として取り扱うものとする。

４　固定泡消火設備の型式区分、同一型式の範囲等は、次のとおりとする。

(1)　型式区分

ア　水平放出方式

泡放出口を固定給油設備が設置されるアイランド側面に設置し、水平に泡を

放出するもの

イ　下方放出方式

泡放出口を固定給油設備上方のキャノピー等から立ち下げて設置し、下方に泡を放出するもの

(2)　構成及び同一型式の範囲

固定泡消火設備は、泡消火薬剤貯蔵容器、加圧容器、混合装置（泡消火薬剤を混合するものに限る。）、泡放出口、選択弁、起動装置等から構成されたものとし、(1)に定める放出方式、使用する泡消火薬剤の種類及び加圧方式が同一の組合せのものを同一型式として区分するものとする。

5　試験確認を受けた固定泡消火設備に係る変更の区分は、重変更及び軽変更とする。この場合において、重変更及び軽変更は、次の区分によるものとする。

(1)　重変更

泡消火薬剤貯蔵容器の内容積の変更
放出口の設置数の変更
放出口の口径又は形状の変更
放出弁又は選択弁の変更
加圧用ガス容器の充填量又はガスの種の変更

(2)　軽変更

泡消火薬剤貯蔵容器の材質、板厚の変更
放出口の材質変更
耐食加工法の変更
表示事項の内容の変更
圧力計の変更
寸法の変更
配線回路の変更

第４　試験確認業務に関する手続き等

1　申請

試験確認を受けようとする者は、別記様式第１の申請書に次表に定める書類を添えて申請するものとする。この場合において申請書は、正副２通をそれぞれ日本産業規格Ａ４の大きさのファイルにより一括編てつするものとする。

区　　分	備　　考
設　　計　　図	構造、主要寸法、部品名及び材質等を明らかにしたもので、外形図、組立図、系統図等をいう。
仕様・構造説明書	別紙１
社内試験成績書	社内で実施した検査の成績表
社外試験成績書	公的機関等で実施した検査の成績表

2　試験確認の実施

協会は、申請書類の審査を行った後、試験確認実施要領に示す方法によって立会による試験確認（軽変更の場合を除く。）を実施するものとする。

3　試験確認結果の通知

試験確認の結果については、申請者に対し別記様式第２の試験確認結果通知書により通知するものとする。

この場合において、試験確認の結果が不適合の場合には、当該試験確認結果通知書にその理由を記載するものとする。

4　重変更に係る試験確認

(1)　重変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第３の申請書に、第４、１の規定に準じて重変更に係る必要書類を添えて協会に申請するものとする。

(2)　協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、第４、２の規定に準じて重変更に係る試験確認を実施するものとする。

(3)　協会は、第４、３の規定に準じて別記様式第２の試験確認結果通知書により通知するものとする。

5　軽変更に係る試験確認

(1)　軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第４の申請書に、第４、１の規定に準じて軽変更に係る必要書類を添えて協会に申請するものとする。

(2)　協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、申請図書によって軽変更に係る審査を実施するものとする。

(3)　協会は、第４、３の規定に準じて別記様式第２の試験確認結果通知書により通知するものとする。

6　軽微変更

協会の試験確認を受けた固定泡消火設備について表示事項の位置の変更等重変更又は軽変更に該当しない軽微な変更を行おうとする者は、あらかじめ協会に届け出るものとする。

7　型式試験確認済証（貼付ラベル）等の交付

(1)　協会の試験確認を受けた型式と同一型式のものを製造し又は販売しようとする場合にあっては、別記様式第５の型式試験確認済証及び別記様式第６の放出口試験確認済証の交付を受け、これを貼付しなければならない。

(2)　型式試験確認済証及び放出口試験確認済証の交付を受けようとする者は、別記様式第７の申請書により、協会に申請するものとする。

(3)　協会は、申請に係る固定泡消火設備が試験確認を受けたものと同一の型式であると認めるときは、型式試験確認済証及び放出口試験確認済証を交付するものとする。この場合において、協会は、確認のために必要な調査を行うことができるものとする。

8　型式試験確認の証明書の発行

型式試験確認に係る試験確認証明書の発行については、別に定めるものとする。

第５　事故等の報告等

１　試験確認を受けた者は、試験確認を受けたパッケージ型固定泡消火設備に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷したパッケージ型固定泡消火設備について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

２　試験確認を受けた者は、第４、７の型式試験確認済証、放出口試験確認済証及び第４、８の試験確認証明書を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第６　立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第７　試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第８　申請の不受理等

１　申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

(1)　申請者が第７に定める取消し等を受け、３年を経過していない場合

(2)　第７に定める取消し等を受け、３年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

(3)　申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

(4)　申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない場合

(5)　その他理事長が試験確認を行うことが不適当であると認める場合

２　申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

(1)　型式試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該型式試験確認を申請する場合に、型式試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合

(2)　その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第９　手数料

１　手数料の額は、次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に２に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1)　第４、１に定める試験確認

１型式につき　800,000 円

(2)　第４、４に定める重変更の試験確認

１型式につき　450,000 円

(3)　第４、５に定める軽変更の試験確認

１型式につき　100,000 円

(4)　第４、７に定める型式試験確認済証の交付

１枚当たり　610 円

(5)　第４、７に定める放出口試験確認済証の交付

１枚当たり　60 円

２　旅費等の額

(1)　旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア　日当

１日につき　2,200 円

イ　宿泊料

甲地方　１日につき　10,900 円

乙地方　１日につき　9,800 円

ウ　交通費相当額

(2)　外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3)　外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

３　手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

４　既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第 10　その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第 11　雑則

１　書類等の返還

協会は、試験確認申請、重変更申請又は軽変更申請の際に提出された書類のうち、

副本１部を試験確認終了後に申請者に返還するものとする。

２　試験確認の立会い等

試験確認は、協会の職員が立会って実施するものとする。

(1)　試験場所

試験確認申請書によって申請された場所とする。

(2)　測定機器類

試験確認の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担において準備するものとする。

３　変更事例外変更の取扱い

協会は、第３、５、(1)に掲げる重変更又は第３、５、(2)に掲げる軽変更のいずれにも該当しない変更であっても、現行基準等からみて試験確認をする必要があると協会が判断した事項が生じた場合、その旨申請者に通知するとともに、協議のうえ重変更又は軽変更の区分を行い、第４、４又は第４、５によって変更に係る試験確認を行うものとする。

４　その他

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附　則（平成 10 年３月 13 日危保規程第６号）

１　この業務規程は、平成 10 年３月 13 日から施行する。

附　則（平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 23 号）

１　この業務規程は、平成 11 年 10 月 19 日から実施する。

附　則（令和３年 10 月 20 日危保規程第 27 号）

１　この業務規程は、令和３年 12 月１日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 14 日危保規程第 33 号）

１　この規程は令和６年 11 月 14 日から施行する。

附　則（令和７年３月24日危保規程第17号）

１　この規程は令和７年４月１日から施行する。